

〈回答者名 教育長〉

(質問事項)

2. 少子化に伴う町内小規模3小学校の教育環境

(1) 少子化に伴う小学校の再編成構想

- ① 小規模小学校3校の現状認識と将来的な教育環境の在り方
- ② 小規模小学校を対象とした地域アンケート調査の実施

(回答内容)

山崎貞一議員の「少子化に伴う町内小規模3小学校の教育環境」の「少子化に伴う小学校の再編成構想」についてのご質問にお答えします。

「小規模小学校3校の現状認識と将来的な教育環境の在り方」ですが、小規模3校とは、町の北部に位置する横芝地域の大総小学校、光地域の日吉小学校、並びに南条小学校と捉えさせていただきます。

はじめに、大総小学校の現状ですが、学級数は、普通学級6、特別支援学級1、児童数59、学級平均児童数は約9.83、最も多い学級は3年生の13、最も少ない学級は4年生の6、職員数は校長、教頭、養護教諭、主事、非常勤講師、介助員、用務員各1、教諭8、兼務教諭2、兼務ALT1の18となっております。平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は50、年平均8.33、最も多い年齢は0歳児で10、最も少ない年齢は4歳児の5となっております。やや減少傾向にあります。なお、来年度は2・3学年が複式学級となる予定ですので、これにつきましては、学習指導の効率を高めるために、町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師1名を確保し、学習支援補助講師として学習指導の充実を図る予定でございます。

次に、日吉小学校ですが、学級数は4、特別支援学級1、児童数59、学級平均児童数は9.83、最も多い学級は4年生の15、最も少ない学級は6年の6、職員数は校長、教頭、養護教諭、栄養士、主事、用務員各1、教諭8、兼務ALT1、学習指導支援員2の17でございます。平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は60、年平均10.00、最も多い年齢は2歳児で14、最も少ない年齢は4歳児の6となっております。殆ど横ばいの児童数であります。なお、今年度の複式学級は2・3年生と5・6年生の2学級となっておりますが、学習指導の効率を高めるために町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師2名を確保し、学習支援補助講師として学習指導の充実を図っております。来年度は、3・4年生の1学級になる予定であります。これにつきましても、今年度と同様に、町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師1名を確保し、学習支援補助講師として学習指導の充実を図っていく予定でございます。

最後に、南条小学校ですが、学級数は6、特別支援学級1、児童数69、学級平均児童数は11.50、最も多い学級は4年生の16、最も少ない学級は3年・6年の6、職員数は校長、教頭、養護教諭、事務長、用務員各1、教諭9、兼務教諭2、兼務ALT1の17でございます。平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は52、年平均8.67、最も多い年齢は3歳児、4歳児で11、最も少ない年齢は0歳児、1歳児の7となっております。やや減少傾向にはあるものの、暫くの間は、複式学級になることはありません。

以上のように、今後、3校とも児童数はやや減少傾向が見込まれますが、学習面、生活面や学校運営面でのメリットは大きいと言えます。特に学校で最も重要な学習面では、児童一人一人に目が届きやすく、きめこまかな指導が行いやすい。学校行事等において児童一人一人の個別の活動機会が設定しやすい。異学年交流もしやすく、児童相互の人間関係が深まりやすいなどの利点が多数あり学校活動が充実する基となっております。

しかし、児童が健やかに成長するためには、その成長段階にあった集団規模というものがが必要です。最初は家族から始まり、地域の遊びの集団、保育園や幼稚園のグループそして小学校の小規模、中学校の中規模へと徐々に集団が広がります。その間に地域社会との関わりも体験し、主体的に生きることを学び、身に付けていくものと考えます。

従って、小学校の学級児童数の確保は、重要な教育環境の一つであると認識しておりますが、現在の学校施設を見ても十分に使用できるものであります。また、来年度以降は日吉小学校・南条小学校の体育館改築も予定されており、現在の実態から即座に学校統合に向かっていくことは考えておりません。将来的に在籍児童数が更に深刻になった場合や、校舎改築などを迎えた時期には、地区住民の皆様の学校統合へのご意見やご理解をいただきながら統合に関する検討委員会を立ち上げ、協議することが得策であると考えております。

続きまして、「小規模小学校を対象とした地域アンケート調査の実施」ですが、平成23年度に在籍児童の保護者を対象に意向調査を実施しました。その結果、3小学校全体では反対意見が多く、学校毎の集計では2小学校は反対意見が多く、1小学校は賛成意見がやや多いという方向性が定まらない

結果となりました。それらのことから、今後もアンケート調査をしながら、地域の皆様の意向をお伺いしようと考えております。なお、前回のアンケート調査から2年の経過でありますので、今しばらく時間をおいて、在校生の保護者に限らず広く地域のご意見を頂くアンケート調査をしてみたいと思います。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

《回答者名 福祉課長》

(質問事項)

1. 子ども・子育て関連3法による構想

(1) 子ども・子育て支援策の基本的な考え方

- ① 保育のニーズ調査の趣旨と内容
- ② 子ども・子育て会議の委員選任の基本的な考え方と公表は
- ③ 保育の必要度による保育量の格差問題

(2) 保育環境の現状と今後

- ① 当町の保育行政の評価
- ② 新制度に伴う保育料見直しの考え

(回答内容)

山崎貞一議員の「子ども・子育て三法による構想」のうち「子ども・子育て支援策の基本的な考え方」と「保育環境の現状と今後」についてお答えいたします。

まず、「子ども・子育て支援策の基本的な考え方」の「保育のニーズ調査の趣旨と内容」についてであります。子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から実施する「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てや子育て支援に関する実態や要望等を把握するために実施する調査であり、調査対象は、就学前児童の保護者約800名、小学校1年生から4年生までの保護者約650名で、今月中旬に発送する予定となっております。

「子ども・子育て会議の委員選任の基本的な考え方と公表は」についてであります。子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を審議することから、幅広い立場からのご意見を伺うため、学識経験者1名(町議会議員)、関係団体に属する者3名(教育委員、主任児童委員、PTA連絡協議会長)、教育関係者2名(小中学校校長会、まさご幼稚園長)、保育関係者6名(大総保育所長、光町保育園長、フタバ保育園長、日吉保育園長、白浜保育園長、放課後児童クラブ指導員)、子どもの保護者3名(大総保育所保護者、光町保育園保護者、まさご幼稚園保護者)の、15名に委嘱させていただきました。11月26日に第1回の子ども・子育て会議を開催したところであります。

公表については、町行政の同様の委員会・団体等との兼ね合いもあることから、今後調整し、検討させていただきます。

「保育の必要度による保育量の格差問題」についてであります。新制度では、保育の必要量に応じ、長時間保育、短時間保育を認定することとなります。当町の現状から、弾力的な運用が可能であれば格差問題はさほど発生しないものと考えますが、具体的な区分等の詳細については、現在国の子ども子育て会議等で検討されているところでございますので、今後も国の動向を注視してま

いりたいと考えます。

続きまして「保育環境の現状と今後」の「当町の保育行政の評価」であります。当町には、町立保育所が3園、私立保育園が5園あり、近隣市町に比べ保育料を低く設定し、待機児童も無く、良質な保育を提供していると考えております。しかしながら、町立保育所については、利用者の減少傾向が続いており、今後の対応が課題となっております。

「新制度に伴う保育料見直しの考え」についてですが、当町の保育料は、合併以降据え置いており、先程述べたとおり近隣市町、県内でも低い設定となっております。しかしながら、消費税の引き上げ、町の財政状況等から鑑み、新制度にとらわれず、保育料の見直しを検討していかなければならないと考えております。

---

《回答者名 教育課長》

(質問事項)

1. 子ども・子育て関連3法による構想

(3) 新たな法に基づく学童保育運営

① 学童保育拡充の対応策（放課後児童クラブのあり方について

(回答内容)

山崎議員の「子ども・子育て関連3法による構想についての内、新たな法に基づく学童保育運営」についてお答えします。

議員、ご存じのように、子ども子育て関連3法により、学童保育事業にも大きく影響があります。

今回、「子ども・子育て支援法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）」により、町で行っている放課後児童クラブの根拠である児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されま

す。

改正以前は、児童クラブに係る条文として、第6条の3第2項「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。」と規定されておりましたが、関係法律の整備に関する法律の施行により、対象児童について「おおむね10歳未満の」との年齢要件が削除され、よって現行3年生までの対象が小学校6年生までの児童に拡大されることとなります。

この改正による「対象児童の拡大」により当然に利用希望者が増大すること

が予想され、町ではこれを重点課題としてとらえ、今後の児童クラブ施設の拡充をしなければならないこととなりました。

しかしながら、現時点では、将来の利用希望人数が不透明であることから、その対応として、これから行われる「子ども・子育て支援事業計画策定に向けての調査」いわゆるニーズ調査により、潜在ニーズを加えた町全体の需要量を求め、その結果を子ども・子育て支援会議において、利用定員等の審議を行い、適正規模の整備を子ども・子育て支援計画策定に含め検討し、実施すべきものと考えております。

つきましては、児童クラブ拡充は、喫緊の課題として捉えているものの、具体的には、今後の子ども・子育て会議のなかで検討・審議がされ、町はその結果を尊重し、子ども・子育て支援計画に盛り込み、実施していくこととなりますのでご理解くださるようお願いいたします。

---

《回答者名 総務課長》

(質問事項)

1. 子ども・子育て関連3法による構想

(3) 新たな法に基づく学童保育運営

② 子ども・子育て支援法に基づく担当課の明確化

(回答内容)

山崎議員の子ども・子育て支援法関連事務の担当課に関するご質問にお答えします。

先般の9月定例議会において「横芝光町子ども・子育て会議条例」を福祉課所管として議案提出させていただきましたとおり、子ども・子育て支援法関連事務の担当課は、現在のところ福祉課であります。

なお、児童福祉法に規定された放課後児童健全育成事業として行っている児童クラブ事業は、教育課が担当しております。放課後児童健全育成事業は子ども・子育て支援法と関係がありますので、状況の変化などを踏まえ必要があれば担当課を再検討いたします。